

日野市子ども条例

(日野市子ども条例委員会)

第20条 市は、この条例の目的を推進するため、公募の市民を含む「日野市子ども条例委員会」(以下「委員会」といいます。)を設置します。

2 委員は、市長が委嘱します。

3 委員会は、次に掲げる10人の委員で組織します。

(1) 公募の市民 5人

(2) 青少年健全育成、福祉、教育などの子どもの権利、健やかな成長にかかわる分野における学識経験者 5人

4 委員の任期は2年とします。再任は1回限り認められます。

5 委員が欠けたときは、補欠の委員を選任し、委員の任期は前任者の残任期間とします。

6 委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはいけません。その職務を退いた後も同様とします。

7 前各項に定めるもののほか、委員会の組織、運営に関して必要な事項は、市長が定めます。